

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

広報
ふるさと

香美

4 平成 27 年 (2015)
月号 No. 121



【写真】

－ 元気いっぱいに成果を披露！ －

B & G元気体操教室発表会

B & G幼児運動プログラムの一環として、昨年5月から行ってきたB & G元気体操教室。その成果を披露する発表会が3月7日、香住B & G海洋センターで行われました。

1列に並んだコーンの間をジグザグに走り抜ける子どもたち。たくましくも華麗なステップに、子どもたちの成長が見てとれます。

(本号 23 ページに関連記事を掲載)

今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき
新年度施政方針と予算概要
- 8 まちからのおしらせ
介護保険制度のお知らせ
各種支援制度のご案内
役場各課などからのお知らせ ほか
- 22 まちのできごと
- 24 ふるさとの誇りを訪ねて
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

平成27年度

施政方針

第85回香美町議会施政方針の要旨（一部加筆）

第85回香美町議会定例会が2月26日から3月24日まで開かれ、総額258億円の平成27年度予算などが審議・可決されました。ここで、本議会初日に浜上町長が述べた施政方針の要旨（一部加筆）と、平成27年度予算の概要についてお知らせします。

（施政方針の要旨）

国政においては「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」といわれる経済対策を推進し、経済の好循環が生まれ始めていとされています。しかし、昨年4月の消費増税による景気の冷え込みの影響もあり、特に地方における景気回復の実感はいまだ得られない状況が続いています。

そうした中、若者が将来に夢や希望を持てるよう、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めるとともに、国と地方が一体となり元気で豊かな地方の創生に全力を挙げ、地方創生が国から打ち出されています。

時を同じくして、合併10周年となる本年度は町の根幹をなす「第2期香美町総合計画」と「過疎地域自立促進計画」の策定、そして地方創生

を中長期的な視野に立つて行う「総合戦略計画」の策定を行う重要な1年となります。

これからのまちづくりをどのように考えていくのか、少子高齢化や人口減少の克服といった構造的課題にどう対応していくのか、そして国の示す地方創生にどう取り組んでいくのか。まちづくりの具体的な取り組みを戦略的に進めていく上で、3計画はその道標となります。

社会情勢や国の動向を注視することはもちろん、3計画の策定を通して、これまでの町政全般を客観的に、そして真摯に評価するとともに、町長就任以来、なし得なかった課題や新たに生じた課題に対して、信念を持って解決を図っていきます。

そのための施策、また予算配分として「産業・観光の振興」「町内の活性化」「新分野への取り組み」「医療福祉の充実」「防災の強化」「交

通の確保」「教育の充実」の7つの柱に引き続き重点を置き、本町の持つ可能性をさらに引き出し、まちづくりに傾注していく所存です。

■産業・観光の振興

本町の活力の源は「観光を基軸とした産業振興」であり、本町経済の好循環を生み出す上で唯一の方法だと考えています。そのためにも、現状に甘んじることなく、他市町にはない誇るべき地域資源をさらに魅力あるものへと発展させるとともに、新たな地域資源を創出する必要があります。

そうした中、山陰海岸ジオパークについては、本年度開催される「※アジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）山陰海岸シンポジウム」を好機と捉え、従来のジオパークの普及・推進およびガイドの養成に加え、新たに「ジオパークフォトコンテスト」「APGN参加ガイドなどへの助成」「ジオパークPR展」を行います。

次に、余部鉄橋保存活用事業の一環として「空の駅昇降施設（エレベーター）整備事業」に着手します。本年度は調査・設計業務を行い、平成28年度の完成を目指します。これは、急勾配による観光客や地元JR利用者のアクセス負担を軽減するとともに、地域高規格道路「浜坂道路」の開通により予測される観光客の減少対策を目的としています。

空の駅をはじめとした観光関連施設の整備は、地域の魅力づくりと誘客、そして持続的な地域

※アジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）山陰海岸シンポジウム…

アジア太平洋地域にある各ジオパークが、地域の現状や課題を持ち寄り、交流の輪を広げながらジオパークについての議論を深めるもので、9月16～20日の会期中に山陰海岸ジオパーク内で各種のフォーラムやイベント開催する予定。

の活性化を図るために必要不可欠です。こうした考えのもと、本年度は道の駅村岡ファームガーデンでの電気自動車急速充電器の設置や猿尾滝での落石防止柵の設置も行います。

また、昨年度新設した「香美町役場神戸営業所」は2年目を迎えます。これまでに得たノウハウを生かしながら、京阪神地域への情報発信、精力的なPR活動などをさらに積極的にを行い、確かな成果を挙げる1年になるよう取り組みます。

そして、各種産業の活性化を支援するため、補助制度を活用して継続的できめ細かな対策を行います。一例として、農業振興では集落営農拡大事業の補助対象に認定農業者およびオペレーター組織を加えるほか、水産振興では香住



西港荷捌所改修事業や外国人漁業研修生受入れ設備整備事業に対する補助制度を新設します。

■町内の活性化

昨年度に引き続き、地域内での循環型経済を目指します。

「町内でできることは町内の事業者で」を基本方針に、公共事業などでの町内業者の優先をさらに進めるとともに、「地域内経済循環促進事業（住宅リフォーム助成）」を継続展開します（本号11ページに掲載）。

また、地方創生に係る国の交付金を活用して、プレミアム商品券への助成や子育て支援商品券の発行を行うなど、さまざまな角度から地元消費の拡大を促進します（本号12ページに関連記事を掲載）。

こうした取り組みに加え、地域活性化に資する、地域で頑張っている民間団体などの自主活動に対して継続して支援を行います。

■新分野への取り組み

地球温暖化への対応は本町に限らず人類共通の課題です。現在の第1期香美町総合計画でも、省エネルギーの意識啓発や自然エネルギーの利

用促進を定めていて、これまでから各種の施策を講じてきました。

本年度は、各区・自治会（区）の防犯灯のLED化や一般家庭のまきストーブ設置に対して助成制度を新設するとともに、住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成制度も継続します。

香住沖メタンハイドレートについては、ようやく国による日本海側の調査・研究が本格化しました。こうした動向に注視しながら、国・県と連携を密にし、新エネルギー開発に積極的に関与するとともに、本町への経済的波及効果に繋がる取り組みに努めます。

■医療・福祉の充実

「必要なとき」に「できるだけ身近」にあることが望まれる医療・福祉サービスですが、これは町民の皆様の笑顔、そして本町の活力を守るために大変重要なものです。この充実を図るために、本年度も継続して町内の医療機関や福祉関係機関と連携を深化させていきます。

そうした中、昨年4月の小代診療所、今年4月の公立香住病院、6月に医師が着任予定の村岡区内診療所と、医師の招へいに一定の成果を挙げることができました。今後も町内医療機関の診療体制をさらに充実させるため、引き続き全力を持って医師確保に当たります。

また、本年度はさらなる取り組みとして「医師修学資金貸与制度」と「医師修学一時金貸付制度」を新設して人材の育成を図るほか、公立香住病院に電子カルテを導入する予定です。

今年度は全国で「子ども・子育て新制度」が始まります。本町でも「香美町子ども・子育て

皆様に託された夢と期待に応え

皆様とともに豊かな将来を描くため

7つの重点施策を継続実施

支援事業計画」に基づいて子育て支援策を講じていきますが、幼児教育や保育体制は現在の施設体系を維持しながらも、「幼稚園一時預かり事業」の新設、「放課後児童健全育成事業」における小規模クラブの新規開設を行います。

また、将来における既存保育所の認定ことも園化への支援など、今後も幼児教育や保育の在り方、地域の子ども・子育て支援サービスの充実について、関係者や保護者の皆様のご意見を聞きながら取り組みます。

高齢者福祉では「高齢者福祉計画」や「介護保険事業計画」に基づき、健康寿命を少しでも伸ばし、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていただける体制づくりを推進します。その一環として、グループホームへの民間事業者の進出を促すため、国庫補助制度に該当しない施設整備に対して助成を行います。

■防災の強化

東日本大震災、広島市北部の土砂災害、御嶽山の火山災害など度重なる自然災害の脅威を目の当たりにする中、こうした災害から得た教訓を積極的に生かす必要があります。

なによりも、災害時の人的被害を軽減するためには、町民の皆様一人一人の迅速かつ主体的な避難が最も重要なものとなります。このことを踏まえ、11月8日に国と本町が連携して、香住区内で「地震・津波防災訓練」を行い、皆様の避難意識の啓発を図ります。

また、消防団の消防無線デジタル化のほか、香住第一中学校管理棟改築工事、奥佐津、兎塚・射添の3小学校各体育館の耐震改修工事、長

井・余部の2小学校各体育館の耐震化に向けた実施設計などを進め、安全・安心なまちづくりを推進します。

■交通の確保

町長就任以来、特にバス交通の抜本的見直しに向けて取り組んでいますが、その前提となる公共交通空白地域の解消を図るため、10月から村岡区の高齢者福祉タクシー運行地区の一部で町民バスの運行を始めます。

また※デマンドバスなどの導入を含めた調査・研究を進め、町内における新たな運行体系の構築を目指します。

■教育の充実

地方教育行政制度の改正を受けて「総合教育会議」を設置します。この会議は、町長および町教育委員会が構成し、教育に関する大綱の策

定、教育を行うための諸条件の整備など、今後の教育行政に関する重要事項を決定するものです。

そして、本町教育行政における最大の課題である「小・中学校の適正配置や再編を含めた統廃合の在り方」を検討するため、町教育委員会に諮問を行い、昨年11月に答申を受けました。

この答申の最大の焦点は「学校統廃合の在り方」です。答申では「児童生徒数の将来予測のできる今後5年間を見通して、現在の学校を存続させ、学校への理解や信頼を受けながら魅力ある学校づくりを進めていくことが望ましい」とされ、私もこの答申を尊重することとしました。

こうした方針を踏まえ、「ふるさと教育」や「学校間スーパー連携チャレンジプラン」などを継続し、本町ならではの魅力ある学校・園づくりを、関係者や町民の皆様と一丸となって推進していきます。

(以上、施政方針の要旨を一部抜粋、加筆)

香美町教育長 森脇俊晴氏が逝去

香美町教育長として活躍されていた森脇俊晴氏が3月27日、病気のため県内の病院で逝去されました。61歳でした。

森脇教育長は昭和28年9月、小代区大谷生まれ。明石市



立人丸小学校を皮切りに県内各地の小学校に勤務。県教育委員会の指導主事などを歴任後、平成11年から約5年間、旧美方町教育長を務められました。

合併後は町教育委員会委員（平成17年4～5月）、町教育委員会参事（同年9月～平成19年3月）を歴任後、平成23年3月に町教育長に就任。「ふるさと教育」や「学校間スーパー連携チャレンジプラン」などを展開し、町教育行政に精力的にご尽力いただいていたが、志半ばでの急逝となりました。

心からご冥福をお祈りします。

※デマンドバス…

地域の特性や需要に合わせ、経路や時刻などの運行形態を適宜変更する方式のバス。利用者のニーズに合わせて多様な種類がある。

予算

平成27年度予算（一般・特別会計、企業会計）

総額258億円のまちづくり

●問い合わせ先 役場財政課

本年度は第一期香美町総合計画の最終年度となることから、同計画の基本方針を踏まえるとともに、第二期計画への継承を念頭に予算を編成しました。

その結果、一般・特別会計と企業会計を合わせた本年度の予算総額は257億9641万円となり、前年度の249億3076万円に比べ、8億6565万円、率にして3・5%の増となりました。

各会計の予算概要

◇一般会計

一般会計の予算額は144億1000万円で、前年度に比べ5億3400万円、率にして3・8%の増となりました。

増額の主な要因は、地域振興基金への積み立て、北但ごみ処理施設整備事業の本格化、小学校施設整備事業や香住第一中学校など学校耐震化の継続実施などによるものです。

◇特別会計

7特別会計の予算総額は、58億2898万円で、前年度

に比べ4億4273万円、率にして8・2%の増となりました。

増額の主な要因は、国民健康保険事業特別会計で保険財政共同安定化事業の制度改正などにより予算規模が増加したことなどによるものです。

◇企業会計

3企業会計の予算総額は、55億5742万円で、前年度に比べ1億1107万円、率にして2・0%の減となりました。

減額の主な要因は、水道事業企業会計と下水道事業企業会計で減価償却費が減少したことなどによるものです。

平成27年度の各会計予算

(単位：千円、%)

会計区分	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率
一般会計	14,410,000	13,876,000	534,000	3.8
特別会計	5,828,982	5,386,257	442,725	8.2
国民健康保険事業	3,225,880	2,793,100	432,780	15.5
事業勘定	2,816,000	2,414,000	402,000	16.7
佐津診療施設勘定	34,300	33,500	800	2.4
兎塚・川会診療施設勘定	62,500	42,200	20,300	48.1
小代診療施設勘定	193,800	195,000	△1,200	△0.6
兎塚・川会歯科診療施設勘定	119,280	108,400	10,880	10.0
後期高齢者医療保険事業	290,174	306,136	△15,962	△5.2
介護保険事業	2,230,530	2,204,000	26,530	1.2
財産区	1,368	5,986	△4,618	△77.1
町立地方卸売市場事業	1,900	1,900	0	0.0
国民宿舎事業	48,640	25,489	23,151	90.8
矢田川憩いの村事業	30,490	37,262	△6,772	△18.2
宅地造成事業	(廃止)	12,384	△12,384	(皆減)
企業会計	5,557,424	5,668,498	△111,074	△2.0
公立香住病院事業	1,673,867	1,591,070	82,797	5.2
収益的収支	1,346,046	1,338,819	7,227	0.5
資本的収支	327,821	252,251	75,570	30.0
水道事業	1,073,297	1,186,156	△112,859	△9.5
収益的収支	617,333	700,024	△82,691	△11.8
資本的収支	455,964	486,132	△30,168	△6.2
下水道事業	2,810,260	2,891,272	△81,012	△2.8
収益的収支	1,736,948	1,861,767	△124,819	△6.7
資本的収支	1,073,312	1,029,505	43,807	4.3
合計	25,796,406	24,930,755	865,651	3.5

一般会計の内訳

歳入(図1)

一般財源(町税、譲与税・交付金、地方交付税)の合計額は87億1628万円(前年度比1・3%増)です。

町税

17億2825万円(前年度比2・4%減)で、減収の主な要因は固定資産税の減少によるものです。

地方交付税

普通交付税は58億9200万円(前年度比0・7%減)を見込んでいますが、前年度決算見込額59億7837万円に比べると、8637万円、率にして1・4%の減となります。

また、普通交付税の不足分を補う臨時財政対策債を合わせると62

億8200万円、前年度決算見込額の64億6152万円に比べると1億7952万円、率にして2・8%の減となります。

なお、特別交付税は5億9000万円(前年度比11・1%増)を見込んでいます。

繰入金

3億5894万円(前年度比39・4%減)で、減額の主な要因は起債の繰上償還の財源とするために財政調整基金からの繰入れを約3億円とし、前年度の約5億円に対して約2億円の減となったことによるものです。

町債

28億8110万円(前年度比22・0%増)で、増額の主な要因は地域振興基金造成事業債で4億7500万円の皆増、北但こみ処理施設整備事業債で1億3500万

円の増、公園整備事業債で約8200万円の増となったことなどによるものです。

なお、本年度は小学校体育館の耐震化などの継続事業を含む建設事業の財源として18億7700万円、過疎対策事業債を活用したソフト事業で1億3910万円、地域振興基金造成事業で4億7500万円、普通交付税の振替分として臨時財政対策債で3億9000万円の発行を予定しています。

歳出(図2)

人件費

19億9293万円(前年度比0・5%減)で、減額の主な要因は一般職給料などで約1100万円の減、職員退職手当組合納付金で約1100万円の減となったことなどによるものです。

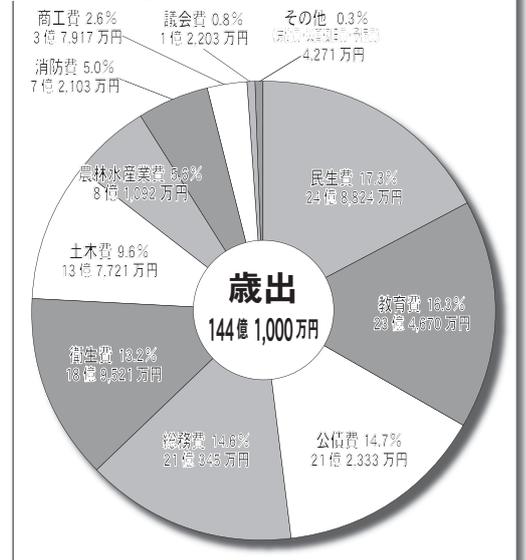
物件費

22億9334万円(前年度比26・9%増)で、増額の主な要因は電算システム業務開発修正委託料で約1億円の増、固定資産台帳整備及び計画策定支援業務委託料で1700万円の皆増などによるものです。

補助費等

24億9735万円(前年度比2・9%減)で、減額の主な要因は臨時福祉給付金で3200万円の減、子育て世帯臨時特別給付金で約120

<図2> 一般会計歳出予算内訳(目的別)



0万円の減、下水道事業企業会計繰出金で約2200万円の減などによるものです。

普通建設事業費

25億3827万円(前年度比6・6%増)で、本年度は北但こみ処理施設整備事業、余部鉄橋保存活用事業、町道新設改良事業、消防施設整備事業、小学校施設整備事業、香住第一中学校整備事業、公民館施設整備事業などを予定しています。

公債費

21億2306万円(前年度比14・5%減)で、減額の主な要因は約2億円の減となった繰上償還分です。また、通常の元利償還分は約1億6200万円の減となります。

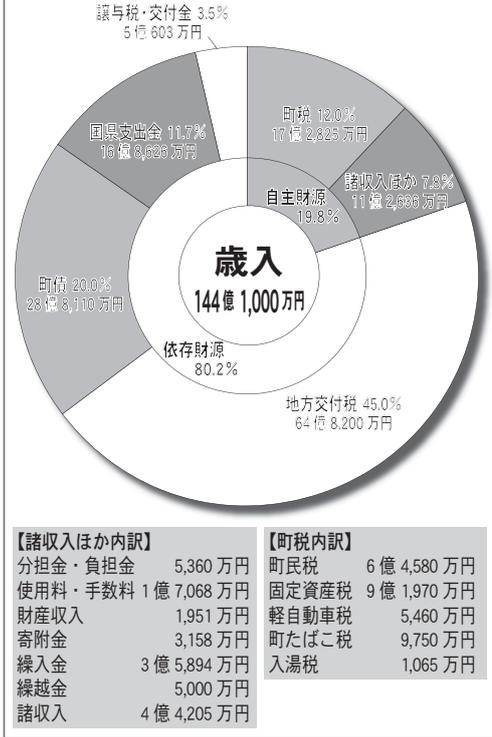
積立金

7億4038万円(前年度比351・9%増)で、増額の主な要因は地域振興基金に5億円を積み立てることによるものです。

繰出金

9億4086万円(前年度比5・2%増)で、増額の主な要因は介護保険事業特別会計に対する

<図1> 一般会計歳入予算内訳



繰出金で約2500万円の増、国民宿舎事業特別会計に対する繰出金で約2300万円の皆増などによるものです。

財政調整基金・減債基金

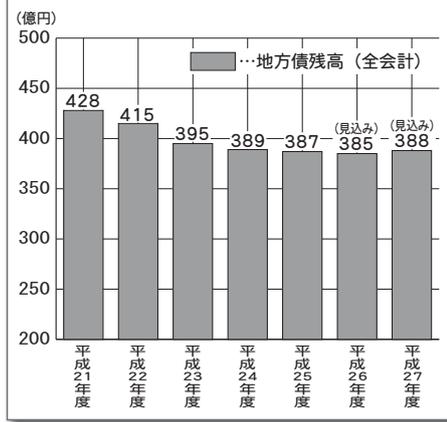
財政調整基金の前年度末残高は25億3741万円の見込みで、本年度予算では、起債の繰上償還の財源として約3億円を取り崩すことにより、前年度決算剰余金積立額などを合わせて、本年度末残高を22億8336万円と見込んでいます。

減債基金の前年度末残高は1億4195万円の見込みで、本年度予算では、借入超過となる起債の財政負担に対する対応として約2億円を積み立てることにより、本年度末残高を3億4246万円と見込んでいます。

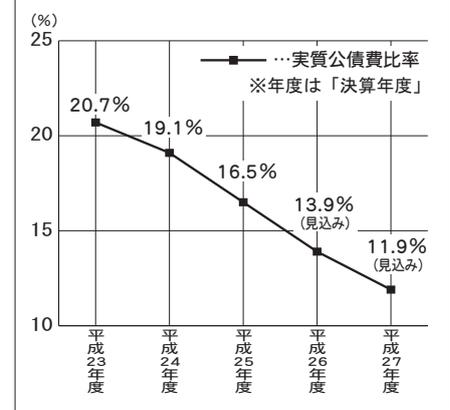
地方債(図3)

一般会計では、前年度末残高は188億7704万円で、本年度発行額を28億

<図3> 地方債残高(全会計) 推移



<図4> 実質公債費比率推移



8110万円、元金償還額を19億902万円としていますので、本年度末残高は9億7208万円増の198億4912万円を見込んでいます。

全会計では、前年度末残高は384億9016万円で、本年度発行額を35億7490万円、元金償還額を32億7665万円としていますので、本年度末残高は2億9825万円増の387億8841万円を見込んでいます。

なお、町民一人当たりの地方債残高(全会計)は、本年度末で約200万円(一般会計では約102万円)となります(平成27年3月1日現在の人口19416人を基に算出)。

実質公債費比率(図4)

財政健全化に努めた結果、前年度決算では2.6ポイント改善し、13.9%となる見込みです。また、本年度決算では11.9%となる見込みです(財政計画に基づき試算)。

一般会計予算額を町民一人当たり換算すると...

町民1人当たりに使われるお金
742,171円 (前年度 700,419円)

町民1人当たりの税負担額
88,463円 (前年度 88,901円)

民生費 128,154円 社会福祉や医療費助成など安定した社会生活を保障するために使うお金です。 	教育費 120,864円 幼稚園、小中学校、社会教育など教育全般に使うお金です。 	公債費 109,360円 国などから借り入れたお金(町債)の返済などに使うお金です。 	総務費 108,336円 新しいまちづくりや戸籍、徴税、選挙、監査事務など町の総括的な事務に使うお金です。 	町民税 33,261円
衛生費 97,611円 各種検診、し尿処理、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保つために使うお金です。 	土木費 70,931円 道路、河川、町営住宅などの整備や除排雪経費を含む維持管理に使うお金です。 	農林水産業費 41,765円 農業、林業、畜産業、水産業の振興に使うお金です。 	消防費 37,136円 消防や救急活動に使うお金です。 	固定資産税 47,368円
商工費 19,529円 観光の振興や商工業の振興などに使うお金です。 	議会費 6,285円 町議会の運営に使うお金です。 	その他 (労働費・災害復旧費・予備費) 2,200円 労働対策や災害によって生じた被害を復旧するためなどに使うお金です。 	軽自動車税 2,812円 	町たばこ税 5,022円

※町民1人当たりの計算は、平成27年3月1日現在の人口19,416人を基にしています。
※入湯税を除く。



介護保険制度のお知らせ

01 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料が変わります！

平成12年度からスタートした介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定する必要があり、本年度が第6期計画の初年度となります。

同計画に基づき、今後3年間を通して介護保険が健全に運営できるよう介護保険料も改定し、第1号被保険者（65歳以上）の基準額（年額）を60,100円としました。

なお、低所得者に配慮するため、所得段階別の区分を9段階（前は8段階）に設定したほか、第1段階では公費の投入により保険料を軽減しています。

今回の改定では、要介護認定者や介護サービス利用者の増加、1人当たりのサービス利用料の増加、第1号被保険者の負担率の引き上げなどにより保険料が上がっていますが、これまで積み立ててきた基金の取り崩しや公費の投入により、可能な限り保険料の上昇を緩和しています。

介護保険制度は助け合いの制度であり、老後の安心を支える大切なものです。今後ともご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、特別な事情がないにも関わらず保険料の滞納が続いた場合、未納期間に応じてサービス費用の償還払いや一時差し止め、また利用者負担が1割から3割になる措置がとられます。

また、滞納保険料には延滞金が加算されるほか、滞納が続いた場合、介護サービスの利用の有無に関わらず法的な滞納処分（年金、給与、預貯金などの差し押さえ）を行う場合があります。



◇第1号被保険者の介護保険料（平成27～29年度）

所得段階別区分	対象者	年額保険料 (基準額に対する割合)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	27,040円 (基準額×0.45)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	45,070円 (基準額×0.75)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人	45,070円 (基準額×0.75)
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	54,090円 (基準額×0.9)
第5段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	60,100円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	72,120円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	78,130円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	90,150円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人	102,170円 (基準額×1.7)

※1 第1～3段階の平成29年度保険料はさらなる軽減を予定しています。

※2 保険料の決定は仮算定（4月）と本算定（7月）の2回に分けて行います。

年間保険料は住民税確定後の本算定で決定し、その後、役場から「介護保険料額決定通知書」を送付します。

なお、この決定までに通知された保険料で生じる年間の過不足額は、決定後に納付いただく保険料で調整します。

※3 特別徴収に該当する人は、今年2月期と同額を仮徴収額として引き続き特別徴収を行います。このため4月の仮算定時には「納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」は送付しません。

※4 合計所得金額とは、収入から必要経費（給与所得控除額、公的年金等控除額など）を差し引いた金額であり、土地・建物などの譲渡所得の特別控除や損失などの繰り越し控除を行う前の金額を指します。

※5 世帯は、4月1日（年度途中に資格取得した人は資格取得日）時点の状況で判断します。

02

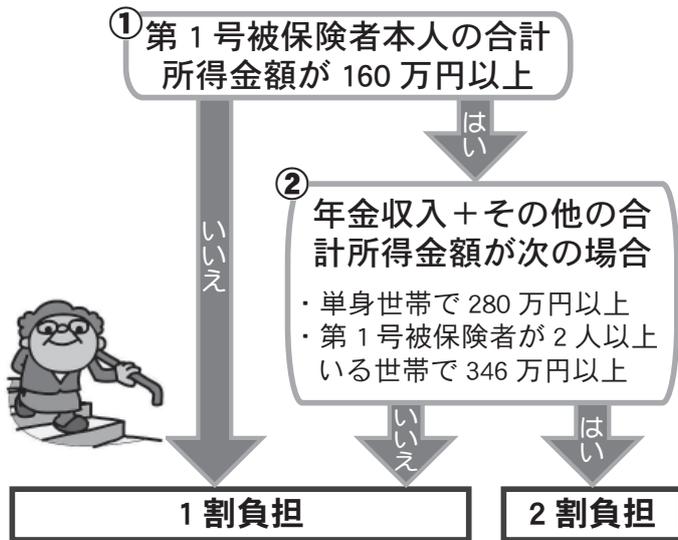
一定以上の所得がある人は 介護サービス利用者負担割合が2割になります！

今年8月から、第1号被保険者（65歳以上）で一定以上の所得がある人が介護サービスを受ける場合、所得に応じて利用者負担割合が2割になります。

2割負担の対象となるのは「合計所得金額が160万円以上の場合など」で、判定は右図のとおり行います。

①原則として個人ごとの所得で判定を行います。判定対象者の合計所得金額が160万円以上（年金収入のみの方は280万円以上）で②世帯に判定対象者以外の第1号被保険者がいる場合は、その人と判定対象者の年金収入とその他合計所得金額の総合計で判定します。

なお、要支援・要介護認定者全員に利用者負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を7月ごろに送付する予定で、この割合証の有効期限は8月1日から平成28年7月末となります。



- ※1生活保護を受給している人および住民税非課税の人は1割負担です。
- ※2合計所得金額とは、収入から必要経費（給与所得控除額、公的年金等控除額など）を差し引いた金額であり、土地・建物などの譲渡所得の特別控除や損失などの繰り越し控除を行う前の金額を指します。
- ※3その他の合計所得金額とは、公的年金などに係る所得以外の所得の合計を指します。

04

介護保険負担額認定証 取り扱いが変わります！

介護報酬の改定に伴い、今年4月から介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）などの多床室の負担限度額が見直されました。

これは同施設の多床室の居住費（基準費用額）が日額320円から370円に改定されたため、これに伴い、負担限度額も日額320円から370円に改定となります。4月1日以降に発行する「介護保険負担額認定証」には改定後の負担限度額（370円）を記載していますのでご確認ください。

なお、4月1日より前に発行した認定証は再発行を行いませんが、記載してある負担限度額（320円）は改定後の負担限度額（370円）に読み替えて、引き続きご利用いただけます。



03

特別養護老人ホーム 入所基準が変わります！

特別養護老人ホームは、これまで要介護1以上の人が入所できましたが、今年4月から『在宅での生活が困難な中程度の要介護者』を支える施設として、原則、要介護3以上の人が入所対象となりました。

ただし、要介護1、2の人でも「やむを得ない事情」により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な状況にあれば、特例で新規入所が認められる場合があります。

なお、4月までにすでに入所している要介護1、2の人は継続して入所できますが、入院などでいったん退所した場合、退院後の再入所は新規入所扱いとなります。

※やむを得ない事情とは…

- ①認知症があり日常生活に支障があるような症状や行動、また意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ②知的障害や精神障害などを伴い、日常生活に支障があるような症状や行動、また意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ③単身世帯である、または同居家族が高齢または病弱で家族によるサポートが期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること



ご利用ください！

中小企業振興資金融資制度

●問い合わせ先 役場観光商工課・各地域局

香美町商工会本所 TEL 0796・36・0123

●融資の対象

町内に6ヵ月以上事業所があり、申請時に町の徴収金（税金など）に滞納がない事業者

●融資内容

下表のとおりですが、本年度中に「経営革新計画」が認定された企業および「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」活用企業は、長期（運転・設備）の利率が0.5%軽減されます。

●申込方法

金融機関または香美町商工会本所・各支所にある申込書に必要事項を記入し、取扱金融機関へ提出してください。

●取扱金融機関

但馬銀行、但馬信用金庫、みなと銀行、兵庫県信漁連、たじま農協の町内各支店

●融資内容

資金名	資金用途	融資限度額	融資利率	貸付期間
短期資金	運転資金	1,000万円	1.4%	1年以内
長期資金	運転資金	500万円	1.7%	5年以内
	設備資金	1,000万円	1.9%	10年以内

※短期資金と長期資金の併用はできません。

※長期資金のうち、運転と設備の併用はできますが、上限は合わせて1,000万円となります。

※異なる金融機関から融資を受ける場合は、限度額の超過にご注意ください。

※金利の情勢により、融資利率が変動する場合があります。

※融資および返済方法は取扱金融機関の定める方法によります。

- 交付金額
 - ① ※1 町内施工業者と請負契約を締結し住宅を建築した場合：30万円
 - ② ※2 町外施工業者と請負契約を締結し住宅を建築した場合：20万円
 - ③ 住宅を購入した場合：20万円

- 交付対象者の主な要件
 - ① 18歳以上45歳以下の人
 - ② おおむね2年以上町外に住所を有していた人
 - ③ 転入後、3年以内に町内に住宅を建築または購入し居住した人または町内に住宅を建築または購入後、1年以内に転入した人の1以上の人
 - ④ 建築・購入した住宅の持分が2分の1以上の人

- その他の条件
 - ① ③年以上継続して町内に居住すること
 - ② 玄関、居室、台所、便所および風呂などを備えている独立した住居であること
 - ③ 建築または購入した住居を自ら居住するために所有していること
 - ④ 奨励金の交付は同一世帯で1回ののみ
- 申請方法
 - ※1 町内施工業者とは：役場企画課または各地域局にある申請書に必要な事項を記入し、住宅を建築または購入後、1年以内に申請してください。
 - ※2 町外施工業者とは：建築工事を行う、町内に本店を有する法人または町内に住所を有する個人事業者
 - ※3 町外施工業者とは：町内施工業者以外の施工業者



町内就業者の定着、人材育成を目指し

「若年就業者定着支援事業」を新設！

●問い合わせ先 役場観光商工課・各地域局

町では、新規就業者や就業後3年程度までの人を雇用している事業所を対象に「事業所への雇用定着」や「人材育成」を目的としたセミナーを開催する「若年就業者定着支援事業」を本年度から実施します。

●対象事業所

町内に本店（所）を持つ事業所

●事業内容

町が事業委託した団体が専門講師を招き、若年就業者の人材育成などのセミナーを開催します。

開催時期は6月以降とし、年間3回程度のセミナーを予定しています。



●問い合わせ先 役場企画課

若者定住促進住宅取得奨励金制度

活力あるまちづくりを推進するために若者を支援

●その他の条件

次の①から④のすべてを満たすことが必要です。

① 3年以上継続して町内に居住すること

② 玄関、居室、台所、便所および風呂などを備えている独立した住居であること

③ 建築または購入した住居を自ら居住するために所有していること

④ 奨励金の交付は同一世帯で1回ののみ

●申請方法

役場企画課または各地域局にある申請書に必要な事項を記入し、住宅を建築または購入後、1年以内に申請してください。

※1 町内施工業者とは：建築工事を行う、町内に本店を有する法人または町内に住所を有する個人事業者

※2 町外施工業者とは：町内施工業者以外の施工業者



町内事業者の皆さんを支援します

中小企業人材育成支援事業

●問い合わせ（申し込み）先 役場観光商工課・各地域局

●助成対象経費
 会場使用料、講師謝金、交通費、受講料、テキスト代など

【助成内容や助成額など】

助成内容	助成額	助成限度額
事業者自らが研修などを開催する場合	開催1回当たりの費用が5,000円以上の場合、費用の2分の1	50,000円
研修などに従業員を派遣する場合	出席者1人あたりの費用が5,000円以上の場合、費用の2分の1	20,000円
国家資格などや技術の取得のために従業員を研修に派遣する場合	出席者1人あたりの費用が5,000円以上の場合、費用の2分の1	20,000円

この事業では、人材育成を目的として経営者自らが従業員を対象に研修などを行う場合や、経営者が従業員を研修などに派遣する場合にその経費の一部を助成します。

なお、本年度の予算がなくなり次第、本事業は終了します。

●助成対象者
 町の徴収金（税金など）に滞納がない、町内に本店（所）を持つ事業者

●助成内容、助成額など
 左表のとおりですが、次の点にご注意ください。

- ▼他の助成がある場合、その額を控除した残額が5千円以上の場合に助成の対象となります。
- ▼複数回にわたり研修などを実施した場合、1事業者当たりの助成合計額は30万円を上限とします。



町内経済循環による活力あるまちづくりを目指して：
住宅リフォームを支援します！

●問い合わせ（申し込み）先 役場観光商工課・各地域局

●助成対象となる工事一覧

工事内容
屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段などの工事
建築物に設ける電気、ガス、給配（排）水管の工事
台所、浴室、便所などの改良工事
断熱化工事
屋根、壁、天井、床の断熱材、遮熱材などの工事
窓に断熱効果のあるガラスやサッシを設置する工事
バリアフリー化工事
段差の解消や車椅子の利用に対応するための工事
手すり、移動用エレベータ、階段昇降機の工事
アスベスト除去工事
防水、防風、防火（火災報知システム設置を含む）、耐火の工事
地球温暖化に配慮した設備の設置工事

※電化製品などの取り付けの場合は、工事費のみを対象とします。
 ※次のものは対象とはなりません。

- ①土地購入費
- ②住宅以外の倉庫、車庫、物置などの設置、増築および補修
- ③シロアリなどの害虫駆除
- ④住宅の新築や取り壊しなどの工事
- ⑤室内カーテンの取替え、取付け
- ⑥造園、門扉、ブロック塀などの外構工事
- ⑦電話やインターネットなどの配線工事
- ⑧電化製品などの購入費



●助成要件

これから住宅リフォームを行うおとする人が助成を希望する場合、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・町内に在住、または町内に住所を有すること
- ・助成を受けようとする住宅リフォームが、町のほかの助成を受けていないこと
- ・町の徴収金（税金など）に滞納がないこと
- ・申請時に工事を着工していないこと

●助成の対象となる住宅

平成23年度から実施している住宅リフォーム助成を受けていないこと

- ・持ち家であり、現に居住している町内の住宅（借家は対象外）
- ・集合住宅では専有部分のみ
- ・店舗、事務所などとの併用住宅では住宅部分のみ

●助成対象となる工事

町内の業者（下請けを含む）が施工する、補助対象工事費が20万円（消費税込み）以上の住宅リフォーム工事

●助成内容

補助対象工事費の区分により次のとおり商品券を給付しますが、香美町商工会会員の商品券取扱店に限り使用できます。

- ①100万円未満の場合――
 ▼補助対象工事費の10%相当の商品券
- ②100万円以上200万円未満の場合――
 ▼10万円相当の商品券
- ③200万円以上の場合――
 ▼20万円相当の商品券



香美町子育て支援商品券

申請案内などは5月以降に予定!

●問い合わせ先 役場福祉課

町では、国の地方創生に係る交付金を活用して子育て世帯の生活支援を図るため「香美町子育て支援商品券」を交付します。

該当すると思われる世帯の世帯主に對して5月上旬に申請書などを送付します。8月31日までに手続きをお願いします。

●交付対象者

基準日(平成27年3月31日)において町内に住所があり、対象となる子どもを養育し、生計を同じくする父母や世帯主などのいづれか1人

●対象となる子ども

基準日(平成27年3月31日)におい

て町内に住所がある中学校卒業まで(平成11年4月2日から平成27年3月31日までに生まれた)の子ども

●商品券の概要

子ども1人につき1万円相当の商品券を交付します。ただし、本商品券取扱店のみ使用でき、有効期限(6月1日から11月30日まで)があります。

●手続きなど

役場が送付する申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください(役場福祉課または各地域局への持参も可)。

申請書の内容を確認後、役場または各地域局で商品券を交付します。

香美町プレミアム付商品券 香美町子育て支援商品券 取扱店を募集!

香美町商工会の発行する「香美町プレミアム付商品券」と役場の発行する「香美町子育て支援商品券」の取扱店を次のとおり募集します。

■募集期間

4月16日(木)～30日(木)

■応募要件

次のいづれかに該当する事業所や店舗など

- ・香美町商工会会員
- ・町内に本店(所)があり、かつ町内に住所がある人が営む事業所

■問い合わせ(申し込み)先

- ・香美町商工会本所
(TEL 36・0123)
- ・同村岡支所 (TEL 94・0706)
- ・同小代支所 (TEL 97・2208)

※いづれも市外局番は0796



地域防災体制の充実を目指して

香美町消防団協力事業所表示制度

●問い合わせ先 役場総務課防災安全室

火災や災害の発生時には地域を守る要として、平時には防災や減災の啓発活動を行い、地域防災のリーダーとして重要な役割を果たす香美町消防団。しかし、団員数の減少や町外勤務者の増加などから、地域防災力の低下が懸念されています。

町では、そうした課題克服の一助として、本年度から「香美町消防団協力事業所表示制度」を新設し、消防団と事業所などの協力体制の構築を図るとともに、地域防災体制の充実と安全、安心なまちづくりを促進します。

◇制度概要

香美町消防団の活動にご協力いただける事業所を「香美町消防団協力事業所」に認定し、表示証を交付します。

◇表示証交付基準

次の①～③のいづれかに該当する場合、町が認定します。

- ①従業員が香美町消防団に2人以上入団して、従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ②災害時などにおける資機材の提供や消防団の訓練場所の提供など、消防団活動に協力していること

③その他消防団活動に協力し、地域の防災体制の充実や強化に寄与していると特に認められること

◇交付を受けると

表示証は社屋などの見えやすい場所に掲示していただくほか、自社のHPや印刷物に使用することができ、社会貢献している事業所として、イメージアップを図ることができます。

また、香美町入札参加資格者における社会貢献活動の評価対象となります(一定の基準を満たす社会貢献活動などを行った場合、土木・建築工事などの入札で特例を受けることができます)。

◇申請方法

役場総務課または各地域局に備え付けの申請書(町HPからも入手)に必要事項を記入し、提出してください。



▲表示証(見本、実物はカラー)



どうぞご利用ください！

高齢者などの生活支援制度

●問い合わせ先 役場福祉課・各地域局

高齢者などが安心して自立した生活を送ることができるよう、次のような事業で支援しています。

なお、各種事業をご利用になる場合、事前に申請が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

事業名・対象者	内容	利用料など
生きがい活動支援通所事業		
おおむね 65 歳以上で、日常生活が自立している人	健康増進・介護予防のための趣味活動・介護予防事業を実施 場所は、香住高齢者ふれあい交流館、小代高齢者生活支援センター「いこいの里」など	1 回あたりの参加費は次のとおり ・香住区…300 円 ・村岡区…900 円（昼食代含む） ・小代区…900 円（昼食代含む）
緊急通報システム事業		
おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、身体障害者などで緊急時に対応が困難な人	自宅に消防署直通の緊急通報装置を設置（貸与）	
高齢者日常生活用具給付事業		
おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者（住民税非課税世帯）	火災警報器の設置にかかる費用を町が負担（限度額は 1 万円）	
配食サービス事業		
おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、身体障害者などであつて調理が困難な人	自宅へのお弁当の配達と安否確認を実施 配食日は次のとおり（年末年始などは除く） ・香住区…月～土曜日の夕食 ・村岡区、小代区…日～金曜日の夕食	・主食と副食 …600 円 ・副食のみ …500 円 ※住民税所得割課税世帯の人は、1 食あたり 100 円の追加
外出支援サービス事業		
おおむね 65 歳以上で、下肢の不自由な身体障害者または一般の交通機関を利用することが困難な人	車いすまたはストレッチャー対応型の車で、高齢者などの自宅と医療機関などの間を送迎	基本料金 300 円に、走行距離 1km 当たり 30 円を加算した額
介護タクシー利用給付事業		
日常的に車いすやストレッチャーを使用しなければ移動が困難な人で、救急車を利用する状況にない人	病院の受診や、福祉施設への入退所で町指定の介護タクシーを利用した場合、料金の 75% を助成（上限 2 万円）	介護タクシー料金の 25% が本人負担
人生 80 年いきいき住宅助成事業		
介護保険認定で「要支援」、「要介護」と認定された人や身体障害者手帳所持者など	住まいの改良相談員が緊急性などを判断し、一定の条件内で、既存住宅の改造工事に要する経費の一部について、補助金を交付 補助対象限度額は 45 万円で、介護保険の住宅改修費などの 20 万円分を含む	住民税、所得税の課税状況に応じて利用者負担あり
介護用品支給事業		
介護保険認定で「要介護 4 または 5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族（住民税非課税世帯）	年額 10 万円以内の介護用品（紙おむつなど）を支給（支給限度額は、申請月により異なる）	
在宅老人介護手当支給事業		
介護保険認定で「要介護 4 または 5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族（介護サービス未利用月のみ・所得制限あり）	年額 18 万円の介護手当を支給（介護保険サービスの未利用期間が 1 年未満の場合は、月額 1 万 5 千円を支給）	





4月以降

町立診療所の診療体制

●問い合わせ先 役場健康課・各診療所

町立診療所の診療体制は、4月1日から下表のとおりとなっています。ご確認いただき、お間違えのないようお願いします。

【主な変更点など】

▼川会診療所の診療曜日を火曜日に変更

▼佐津診療所は水曜日を休診としていましたが、4月からは水曜日でも診療

▼兎塚、小代の2診療所および兎塚・川会歯科診療所は前年度と同じ診療体制

◇町立診療所の診療体制（市外局番はいずれも0796）

診療所名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
佐津診療所（TEL 38・0459）					
午前	診療	診療	診療	診療	休診
午後	往診など	往診など	往診など	休診	
兎塚診療所（TEL 96・0012）※1					
午前	休診	休診	休診	休診	休診
午後	診療				
川会診療所（TEL 95・0024）※1					
午前	休診	休診	休診	休診	休診
午後		診療			
兎塚歯科診療所（TEL 96・0846）					
午前	診療	休診	診療	休診	診療
午後					
川会歯科診療所（TEL 95・0223）					
午前	休診	診療	休診	診療	休診
午後					
小代診療所（医科）（TEL 97・2023）					
午前	診療	診療	診療	診療	診療
午後	往診など	往診など	往診など	往診など	往診など
小代診療所（歯科）（TEL 97・2396）※2					
午前	診療	診療	診療	診療	診療
午後					

※1 兎塚・川会診療所の診療は14:00から（受け付けは13:00～15:00）となります。

※2 小代診療所（歯科）は、第1、第3、第5土曜日の午前は診療を行います。



平成27年度

香美町青少年育成対策指針

●問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

3月4日、香美町青少年問題協議会が開催され、4つの実践項目を挙げた今年の香美町青少年育成対策指針が決定されました。

今後、この指針を基に、各学校、PTA、団体、関係機関、自治組織などと協力し、青少年の健全育成活動を推進します。（ここでは「4つの実践項目」のうち、特に地域ぐるみで取り組んでいただく内容を掲載しています）

◇平成27年度 香美町青少年育成対策指針◇

地域ぐるみで

健やかな子どもを育てる

よい環境をつくりあげよう



～ 健やかな育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するために ～

- ①地域ぐるみであいさつや社会生活上のルールを身につけさせよう。
- ②健やかな育成を阻害するおそれのある図書等を置かないようにしよう。また、これらの自動販売機を置かないようにしよう。
- ③深夜外出、喫煙、飲酒、無免許運転などの行動を未然に防止しよう。
- ④薬物乱用の恐ろしさについて学び、その害から守ろう。
- ⑤地域ぐるみの見守り活動を実践し、不審者から守ろう。
- ⑥いじめや暴力行為について研修会などで学び、未然防止、早期発見、早期対応に取り組もう。
- ⑦インターネットの適切な利用について積極的に学び、有害情報やいじめへの対応の強化を図ろう。



※本年度の重点取り組み項目は『インターネットの適切な利用について積極的に学び、有害情報やいじめへの対応の強化を図ろう』と『子どもが安心して過ごすことができる環境をつくり、いじめのない風土をつくろう』の2点です。

ご都合のよい日時・会場で必ず受けてください

犬の登録 狂犬病予防接種

●問い合わせ先 役場町民課・各地域局

<登録・狂犬病予防注射にかかる料金>

- ・平成 26 年度までに狂犬病予防注射を受けた犬
→注射、注射済票交付手数料 … 3,400 円
- ・初めて登録し、狂犬病予防注射を受ける犬
→登録手数料、注射、注射済票交付手数料 … 6,400 円

<昨年からの変更点>

昨年の接種実績により会場を統合している場合があります。下表を十分確認のうえ、各会場に向向ってください。

【村岡区】

日程	対象地区	時間	場所
5月21日(木)	福岡、八井谷、大野、黒田	9:00～9:20	福岡体育館
	口大谷、中大谷、大笹	9:30～9:45	旧大谷小学校跡地付近
	高坂、池ヶ平、和池、森脇	9:55～10:05	和池四つ角
	宿、日影、作山	10:10～10:20	日影体育館
	耀山、市原	10:25～10:35	市原橋
	高井、寺河内	10:40～10:50	寺河内バス停
	光陽、大糠	10:55～11:05	光陽公会堂
	相田、神坂、萩山、板仕野	11:10～11:20	萩山バス停
5月22日(金)	境、山田、長瀬	9:25～9:35	長瀬バス停
	味取、原、長須	9:40～9:50	原診療所
	高津、川会、丸味、和佐父	10:00～10:10	射添地区公民館
	入江、和田、小城、長板、熊波	10:15～10:25	和田公会堂
	相岡	10:35～10:45	相岡バス停
村岡(大字10区)、鹿田、用野	11:05～11:15	つつじの里	

【小代区】

日程	対象地区	時間	場所
5月14日(木)	石寺、広井	9:30～9:40	広井集会所
	神水、水間、猪之谷、神場	9:50～10:00	神水農協 ライスセンター
	忠宮、実山、平野	10:10～10:20	多他神社の下
	貫田	10:30～10:40	貫田集会所
	東垣、鍛冶屋、佐坊	10:50～11:00	東垣堂の前広場
	秋岡	11:10～11:20	秋岡バス停
	新屋、茅野	11:30～11:40	新屋集会所駐車場
大谷、城山、久須部、熱田、野間谷	11:50～12:00	小代地域局駐車場	

－ ご注意ください!! －

注射は健康な犬を対象に行いますので、当日は犬の体調にご確認ください。

健康状態に不安がある場合には、注射を受ける前に獣医師へご相談ください。



かかりつけの獣医師がある場合には、できるだけ動物病院で狂犬病予防接種を受けてください。

会場周辺でフンをした場合は、飼い主が責任を持って処分してください。



会場で暴れないよう、犬をしっかりとしつけられる人がお連れください。

生後 91 日以上の子犬は、生涯 1 回の登録と毎年の注射が法律により義務づけられています。

【香住区】

日程	対象地区	時間	場所
5月26日(火)	土生、本見塚	9:00～9:02	土生区入り口
	西下岡、下岡、上岡、隼人	9:10～9:20	奥佐津地区公民館前
	畑、大槻、三川	9:30～9:35	畑区公民館前
	九斗、米地、丹生地	9:45～9:50	丹生地構造改善センター前
	相谷	10:10～10:12	相谷区公民館前
	奥安木、浜安木	10:20～10:22	佐津地区健康管理施設前
	訓谷、無南垣	10:30～10:35	佐津地区公民館前
	浦上、上計	10:50～11:00	柴山地区公民館前
	沖浦	11:05～11:10	沖浦区公民館前
	境、一日市	11:20～11:30	一日市区公民館前
5月27日(水)	市午、梶原、浜、西、御崎、鎧	9:00～9:02	余部地区公民館前
	矢田、下浜	9:15～9:20	下浜区公会堂前
	森、間室、油良	9:30～9:40	森区公民館前
	守柄、加鹿野	9:50～9:55	守柄橋付近
	三谷、大谷	10:05～10:10	大谷橋(三谷側)
	大野、小原	10:15～10:17	大野橋付近
	中野、藤、八原	10:25～10:27	八原区公園
西香住、七日市、駅前	10:45～10:55	駅前コミュニティセンター前	
若松、香住	11:05～11:20	香住文化会館前	

県動物愛護センター但馬支所からのお知らせ

- 飼い主には「終生飼養」の責任があります。最後まで愛情と責任を持って飼いましょう!
- ペットが迷子になったら、すぐに県動物愛護センター但馬支所(TEL 079・666・8071)か最寄りの警察署に連絡しましょう!





平成 27 年度

香美町農作業受委託標準賃金

●問い合わせ先 町農業委員会事務局（役場農林水産課内）

この料金は、あくまでも平成 27 年度の標準です。

実際の賃金は、当事者双方で協議のうえ、決定してください。

作業種目	単位	種別	標準料金 (円)			備考
			整備田	30a 区画	未整備田	
農作業	1 日当たり 8 時間	-	8,300			技術作業は別料金
ディスクローター	10a 当たり	-	7,200	6,200	7,200	
ことうん 耕耘	10a 当たり	1 回目	7,200	6,700	8,300	
		2 回目	5,200	5,200	6,200	
代かき	10a 当たり	1 回耕耘後	11,400	10,300	11,400	荒かき・代かきを同時にする場合
		2 回耕耘後	8,800	8,300	8,800	荒かき・代かきを同時にする場合
荒かき	10a 当たり	-	6,200	6,200	6,700	
荒かき後の代かき	10a 当たり	-	7,800	7,800	8,300	
機械田植え	10a 当たり	-	9,300			
刈取 (バインダー)	10a 当たり	-	9,300			倒伏・湿田の場合は 3～5 割増、すみ刈りは含まない 結束ひもは受託者負担
刈取 (コンバイン)	10a 当たり	-	22,900	21,900	22,900	倒伏・湿田の場合は 3～5 割増、すみ刈りは含まない 籾の運搬料は 10a 当たり 3,100 円 (距離により増減)
脱穀 (ハーベスター)	1 日当たり 8 時間	-	15,500			
機械畦めり	1 m 当たり	-	110			
畦切り (片バイド)	1 m 当たり	-	70			
乾燥	10a 当たり	-	13,000			運搬などは委託者負担 (10a 未満も同額)
もみす 籾摺り	30kg 当たり	-	540			運搬などは委託者負担
農薬散布	10a 当たり	-	2,100			農薬代は含まない
たいひ 堆肥の散布	10a 当たり	-	3,100			たいひ 堆肥または土壌改良剤の散布 (資材代は含まない)
ことうん 畑耕耘	10a 当たり	-	8,000			



国民年金のお知らせ!

●問い合わせ先 役場町民課・各地域局

豊岡年金事務所

TEL 0796・22・0945

国民年金保険料の決定

国民年金保険料は毎年度改定されますが、今年度は前年度より 340 円引き上げられ、月額 1 万 5 590 円となります。

日本年金機構から送付される納付書を利用して金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付してください。またクレジットカードや口座振替も利用できます。

出張年金相談窓口の開設

豊岡年金事務所が本年度開設する「出張年金相談窓口」の日程が決まりました(下表のとおり)。相談には、年金手帳などの基礎年金番号が分かるものをご持参ください。なお、代理でお越しになる場合は、委任状と代理者の身分証明書(運転免許証など)が必要です。

とき	ところ
4 月 15 日 (水)	小代地域局
7 月 16 日 (木)	役場本庁舎
10 月 7 日 (水)	村岡地域局
11 月 5 日 (木)	役場本庁舎

※時間はいずれも 10:00 ~ 16:00





■写真
普通教室棟（上）と筋交いを設置し耐震性を増した校舎の内観（右）



香住第一中学校

耐震改修（1期）工事が完成

昨年6月から工事を行っていた香住第一中学校耐震補強および大規模改修（1期）工事が、今年2月末に完成し、生徒たちは真新しい教室で生活を始めました。

1期工事では、普通教室棟（北側校舎）および昇降口棟の耐震補強、普通教室棟へのエレベーターや多目的トイレの設置、内外装の補修、老朽化した設備の更新などを行いました。

工事費は5億1611万円です。

今年度からは、2期工事として管理棟（南側校舎）の改修を行い、平成28年秋の完成を目指します。

引き続き、生徒や保護者の皆さんをはじめ、近隣の皆さんにご迷惑をお掛けしませんが、ご理解とご協力をお願いします。

～ 香住第一中学校、村岡小学校・幼稚園 ～

安全・安心な学び舎が完成！

●問い合わせ先 町教育委員会教育総務課

村岡小学校・幼稚園

耐震化整備事業が完成

平成25年度から工事を行っていた村岡小学校および村岡幼稚園の耐震化整備事業が完成しました。

今回の整備は、建物の耐震化に併せて老朽化した設備の更新や町内産木材を利用した木造木質化に取り組み、1期工事では、管理教室棟の耐震補強と大規模改修、2期工事では体育館の耐震補強と大規模改修、そして特別教室・幼稚園棟の木造改修を行いました。

総工事費は12億1445万円です。

2年間にわたる整備事業の完成に当たり、記念式典や一般公開などを予定しています。見違えるように生まれ変わった村岡小学校と村岡幼稚園をぜひご覧ください。



▲特別教室・幼稚園棟



■写真
町内産木材をふんだんに使った暖かみのある内装
・村岡幼稚園の絵本コーナー（右上）
・村岡小学校の図工室（右中）
・同校ランチルーム（右下）にはまきストーブを設置（下）



■一般見学会

【とき】4月25日（土）10:30～12:00

【内容】体育館の玄関で受け付けをしてから自由に見学してください。12:00以降は記念式典開催のため、一般見学者の校内への立ち入りはできませんのでご注意ください。

■完成記念講演会 ※一般参加可

【とき】4月25日（土）14:00～15:00

【場所】村岡小学校体育館

【講師】島根大学教育学部名誉教授 山下晃功氏

【演題】「世界に誇る木育教育を香美町村岡から」

■上記2件の問い合わせ先

- ・村岡小学校 TEL 0796・94・0011
- ・町教育委員会教育総務課



●問い合わせ先
役場総務課防災安全室

設置はお済みですか？

住宅用火災警報器

家 庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、皆さんの命を守ってくれる『住宅用火災警報器』。消防法では、平成18年6月からは新築住宅で、平成23年6月からは既存住宅でそれぞれ設置が義務付けられています。

ま だ設置していないご家庭は必ず設置しましょう。設置済みのご家庭でも電池切れなどに注意し、いざという時にきちんと作動するように日頃から維持管理を心掛けましょう。

住

宅用火災警報器のより詳しい内容については、美方広域事務組合消防本部（TEL 0796・92・0119）にご連絡ください。



▶住宅用火災警報器推進シンボルキャラクター「住警器消太くん」



【住宅用火災警報器Q&A】

- Q：どんな種類があるの？
A：煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」の2種類がありますが、原則、煙式を設置してください。
- Q：どこに設置すればいいの？
A：逃げ遅れによる死者数が多いことから、次の場所には必ず設置しましょう（左図丸印）。
- ▼普段、就寝している寝室
 - ▼寝室がある階の階段の踊り場
 - ▼また、居間や台所なども設置が望ましい場所です（左図矢印）。
- Q：どこで購入すればいいの？
A：お近くのホームセンター、電器店、防災設備取扱店、プロパンガス販売店などで取り扱っています（メーカーや種類、機能などで価格が相違）。

いきいき通信



●問い合わせ先
いきいき相談センター（役場福祉課内）
TEL 0796・36・4004（直通）

もの忘れ相談の受付

■「もの忘れ」をあなどらないで！
もの忘れを「年のせいだから仕方がない」と思っていますか。「単なるもの忘れ」と「病気によるもの忘れ」は違います。

「病気によるもの忘れ」の初期段階の場合、単なるもの忘れと区別することが難しいといわれています。しかし、早期に発見すれば適切な治療や支援を行うことができ、進行を抑えられる可能性もあります。

■「もの忘れ相談」を開設！
日常生活で「もの忘れ」などについて気になる人やそのご家族は「もの忘れ相談」をご利用ください（日

●平成27年度「もの忘れ相談」の日程と会場

会場	平成27年												平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
役場本庁舎	7日		2日		4日		6日		1日					2日	
村岡地域局		12日		7日		1日		10日		5日		1日			

※時間はいずれも 9:00 ~ 11:00

- ▼相談料：無料
 - ▼定員：各回4人程度（先着順）
 - ▼事前に申し込みが必要です。相談を希望する人はいきいき相談センターにご連絡ください。
- 程などは左表のとおり）。
認知症地域支援推進員が個別に問診を行うほか、必要に応じて医療機関や介護サービスをご紹介します。ただし、この相談は認知症の診断を行うものではありません。
また、希望すれば家庭訪問も行いますので、ぜひお気軽にご利用ください。



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

会員になると儲かる!? マルチ商法にご用心!

【事例】

知人から化粧品を勧められた際に「いい話を聞かせてあげる」と言われ、話を聞いてみると「会員になって他の人にも商品を勧めればその利益がもらえる」とのこと。

おいしい話だと思い、化粧品を購入した上で入会。しかし、他人に勧めても要らないと断られ、在庫の化粧品代も請求されている。解約できないのか。

【ひとことアドバイス】

- ◇商品やサービスを契約した上で、自らが買い手を探して次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に被害が拡大する「マルチ商法」です。
- ◇販売組織に加入しても販売効果を上げられずに自らが借金を背負ってしまう一方、他人を勧誘して販売することで加害者にもなってしまいうなど、多くの問題を含んでいます。
- ◇支払いのために消費者金融を利用させるケースもあり、多重債務に繋がる危険性があります。
- ◇マルチ商法は、契約後 20 日以内ならクーリングオフができます。また、中途解約も可能です。
- ◇知人に誘われても、必要ない場合はきっぱりと断りましょう。また、他人を勧誘することで人間関係を壊す恐れがあることを理解しましょう。

こんな出し方していませんか？

不適正ごみの実例

⑥燃やすごみ編

ごみ収集の現場で実際にあった不適正ごみの実例を挙げながら、皆さんに正しい分別について学んでいただくこのコーナー。

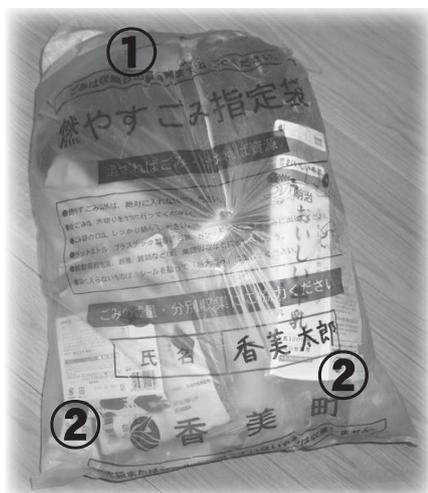
6 回目は「燃やすごみ」です。

■出す時のポイント

- ▼生ごみは十分に水を切る。そして最後に「もうひとしぼり」
- ▼マークのないプラスチックやビニールごみは「燃やすごみ」です。

【例】プラスチック製のバケツや洗面器、歯ブラシ、スポンジ、CDやDVD、ビニールひも、PPバンド(荷造り用ひも)、プラモデルなど

ごみは収集日当日の朝8時までに
出してください！



①袋の口をガムテープでふさいでいる

袋の口はしっかりと結んで、片手で持てるぐらいの重さにしましょう。



②資源になるごみが入っている

- ・「リサイクルマーク」がついていませんか。
- ・マークは「ペットボトル」に、マークは「プラスチック製容器包装」に、マークは「紙製容器包装」に、マークは「古紙類」にそれぞれ出して、資源化を図りましょう。
- ・上記のマークがあるものは、汚れが落ちない場合に限り「燃やすごみ」で出してください。まずは汚れを落とす習慣を身に付けましょう。

文芸かみ

小代俳句教室

選者 尾崎龍

三月三日嫁して五十年一人なり

井上捷子

ねんねこを覗けば家系のゑくぼかな

吉田まち子

百歳まで生きて食べたし桜餅

井上美千代

雪の上昨夜の鹿の忘れもの

田中富美代

仁王門の裾に目覚めし新よもぎ

選者

平成27年度の役場の業務体制など

■異動概要

4月1日付の異動者は61人、3月31日付の退職は10人（一般行政職など7人、公立香住病院3人）、4月1日付の採用は10人（一般行政職など5人、公立香住病院5人）で、公立香住病院の医療職などを除いた一般行政職などの関係職員は、昨年当初に比べて1人減り、294人となりました。

■組織など

・「地方創生」を推進するため、企画課に担当職員（副課長級）を配置する。
・震災復興のため、宮城県山元町に1人を1年間派遣する。
・観光交流人の増加や地域産品の売り込みなどのため、引き続き神戸営業所に2人の主幹級の職員を配置する。

・公立香住病院で常勤医師2人を新規に採用する。

■主な異動

（課長級および採用、退職者）

※カッコ内は旧職で掲載は順不同

① 4月1日付異動（課長級以上）

福祉課長（議会事務局長）岡田英俊▽
農林水産課長（農林水産課長兼6次産業推進室長）松岡克己▽
観光商工課長（福祉課長）清水雅弘▽
議会事務局長（議会事務局副課長）片山正幸▽
会計管理者兼会計課長（建設課副課長兼建設管理係主幹）島崎景仁▽
村岡地域局長（小代地域局長）田輪美▽
村岡地域局次長兼農林建設係主幹（観光商工課長）藤原博文▽
小代地域局長（村岡地域局次長）輪達雅司

<香美町環境美化推進協議会> 不法投棄防止パトロールの実施

<香美町保健衛生推進協議会> 解散と香住ふるさとまつりへの寄付

香美町環境美化推進協議会は3月10日、発足後に初となる不法投棄防止パトロールを美方警察署、但馬県民局と合同で行い、不法投棄の現状調査や防止策について意見交換を行いました。

また、同協議会の発足に伴い、昭和45年から香住区の保健衛生の向上や生活環境の整備を推進してきた香美町保健衛生推進協議会が3月5日に解散しました。

解散による残余財産26,522円は、ご厚意により第38回香住ふるさとまつり海上花火大会にご寄付いただきました。ありがとうございました。



② 4月1日付採用

公立香住病院泌尿器科部長 山根明文▽
同院耳鼻咽喉科部長 正垣直樹▽
同院小林和代▽
同院吉本美緒▽
同院原圭祐▽
町民課 土井和明▽
福祉課 大塚湧太▽
観光商工課 福本充範▽
香住幼稚園 吉竹汰騎▽
長井幼稚園 谷川まどか

③ 3月31日付退職

伊澤宏昭（村岡地域局長）▽
尾崎桂子（総務課付課長（医師招へい・地域医療対策担当））▽
岡俊介（会計管理者兼会計課長）▽
村尾百合子（小代中学校用務員）▽
中村志之武（公立香住病院医事主任）▽
和泉純子（長井幼稚園主任教諭）▽
本庄さと子（公立香住病院看護師）▽
宮口和恵（香住幼稚園園長）▽
井上愛美（香住幼稚園教諭）▽
田村広海（公立香住病院臨床検査技師）

編集後記

本号をもって広報担当を交代することになりました。「石の上にも三年」といいますが、その倍、かれこれ6年間お世話になりました。その間、快く取材に応じていただいた方、ご寄稿いただいた方、無理を聞いていただいた方、乱筆論文に耐え忍んでいただいた方、本当に本当にありがとうございました。▼こないだ新年を迎えたと思ったら、土手にはよきよきと頭を出す土筆の姿。かわいらしい姿に思わず写真を撮りながら、春の訪れとともに、季節そして時の流れを感じてしまいます。▼年齢を重ねると、1年が早く過ぎるようになっていく。40歳の人にとって4分の1に感じるのとことです。また「新鮮な経験が多いほど時間の経過が長い」という説も、それによること、見聞きするものすべてが未経験の子どもの分、多くの出来事があり時間を長く、大人は新鮮な出来事が少ないので時間を短く感じるらしいとのこと。いずれも「なるほどな」と、つい相槌を打ってしまいました。▼時間は誰にでも平等とは言いますが、要は感じ方次第。過ぎてしまえば短いと思うものですが、振り返ってばかりでなくしっかりと前を見て進んでいけば、新しい発見がたくさんあるはず。そんな気持ちで新たなスタートを切ればと思います。結びになりましたが、叱咤激励いただき支えていただいた方にお礼申し上げます。今後とも変わらぬご指導をいただきますようお願い申し上げます。▼最後まで乱文で終わるのも、また愛嬌というところ、お許しくださいね（みづら）



こんにちは、赤ちゃん

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(2/21～3/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

お悔やみ申し上げます

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(2/21～3/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

求人情報

詳細はハローワークにおたずねください
(平成 27 年 3 月 20 日現在、順不同)



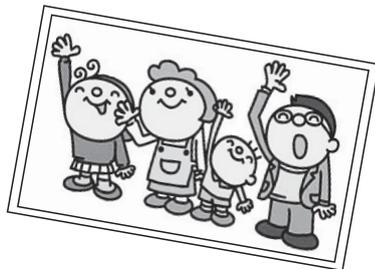
●問い合わせ先 ハローワーク香住 TEL 0796・36・0137

＜フルタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
機械設備保全	デサントアパレル株村岡工場	村岡区高井	40以下	1
フロント	㈱さだ助	香住区下浜	40以下	1
調理師見習	㈱三宝	香住区下浜	30以下	1
営業	株北近畿クボタ	香住区内	35以下	2
営業	株カスミ香住営業所	香住区香住	40以下	1
歯科衛生士	やまだ歯科医院	香住区七日市	不問	1
漁協業務	但馬漁業協同組合	香住区若松	40以下	1
牛の飼育	美方ファーム株	村岡区萩山	不問	1
調理師	株香住観光公社(ファミリー今子浦)	香住区境	40以下	1
事務	株丸近	香住区香住	不問	1
建築施工技術者	合資会社 中村組	香住区香住	不問	1
自動車整備工	株出石モータース	小代区城山	不問	3
施設管理兼事務補助	兎和野高原野外教育センター	村岡区	不問	2
病院給食調理	株メフォス鳥取事務所	公立香住病院	59以下	1
縫製	株ライフアート	香住区森	不問	2
建築作業員見習	㈱北村工務店	香住区若松	不問	1
現場作業	株アイテック西岡	村岡区福岡	40以下	1
現場管理			不問	1
仕入・加工・販売	株宿院商店	香住区下浜	不問	1
薬剤師	日本調剤株大阪支店	香住区若松	59以下	1
清掃	㈱北近畿環境開発	公立香住病院	不問	1
事務	㈱三七十	香住区香住	不問	1
フロント		三七十館	不問	1
看護員	(福)みかたこぶしの里	小代区神水	不問	3
出荷事務			不問	1
機械加工オペレーター	入江精密工業㈱	村岡区高井	不問	1
機械加工オペレーター	株入江産業	村岡区村岡	不問	1
介護	(福)香寿会	香住区森	不問	3
土木作業	㈱セイシン創建	香住区森	40以下	2
現場作業	株西山工務店	香住区森	40以下	2
電気工事士見習			35以下	2
電気技術者			59以下	1
配管工見習	㈱西本設備	香住区森	35以下	2
電気技術者			不問	1
管工事技術者			不問	2
保守点検	大豊機工株	町内	不問	1
土木作業	株西村工務店	村岡区福岡	35以下	1
窓口	たじま農業協同組合	町内	不問	8
製造	株トキワ	香住区三谷	不問	1
調理師	公立八鹿病院組合	公立村岡病院	不問	1

＜パートタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
看護師	(福)兵庫県社会福祉事業団ひまわりの森	香住区森	不問	1
接客・調理補助	㈱さだ助	香住区下浜	不問	3
受付兼歯科助手	やまだ歯科医院	香住区七日市	不問	1
歯科衛生士			不問	1
事務	但馬漁業協同組合	香住区若松	不問	1
事務・ホール	株むらおか振興公社	村岡区和池	不問	1
厨房補助	夕食楼 しょう和	香住区七日市	不問	1
薬剤師	日本調剤株大阪支店	香住区若松	不問	1
窓口	株但馬銀行	町内	不問	5
鮮魚売場	株トヨタ(フレッシュバザール香住店)	香住区香住	不問	1
レジ			18以上	1
水産加工	株カネサ	香住区境	不問	3
接客	香住観光旅館 丸世井	香住区香住	不問	3
フロント	㈱三七十	三七十館	不問	1
事務		香住区香住	不問	1
販売	株宿院商店	村岡区入江	不問	2
販売	株コメリ中四国地区本部	村岡区大糠	不問	4

写真でつづる
まちのできごと

Photo News



食育に必要なのは親から子への「愛され記憶」！

香美町食育講演会（2月23日、香住地域福祉センター）

食に関する正しい知識を身に付けるとともに、食育への関心を高めてもらおうと2月23日、香住地域福祉センターで「香美町食育講演会」が行われ、子育て中の母親やいずみ会の会員など約60人が参加しました。

本町では、平成25年3月に「第2次食育推進基本計画」を策定。健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てる取り組みを推進しています。その一環として、今回が初開催となる食育に関する講演会。神戸女子短期大学の平野直美教授を講師に招き、「子どもたちの健やかな成長を育む食育」と題して、解剖学や生理学の面から脳と食育の関係などを講演いただきました。



▲食生活と幼児教育の関連を訴える平野教授

幼児教育や成長してからの心のありようにとって「食育」が重要な部分を占めると語る平野氏。食育というと「栄養素」や「バランス」にだけ関心が向きがちな母親の例に触れながら、「生きることは食べるのが土台。多くの人がこのことを忘れていっているのでは」と会場に訴えかけました。

その上で「幼児期には積極的に食事の手伝いをさせ、食器は割れる物を使いましょう。もし子どもが食器を割っても、叱らずに『物にも命にも永遠はない』ことを伝えれば、命の教育につながります」。また「甘味や塩味などは自然と身に付きますが、苦味や酸味は幼児期に言葉で伝える必要があります。地域の伝統食を囲み、会話を楽しみながら食事をすることで、味覚と聴覚からの情報が子どもの脳の発達を促すとともに、食に対する関心や興味を育みます」と説明。

「子どもにメニューを聞いて好きな献立ばかりにすれば、子どもは喜ぶし、母親も楽でしょう。しかし、子どもの好き嫌いに関係なく、母親はふるさとの味を毅然として食卓に並べてください。子どもにとって重要なのは『あなたのためにご飯を用意している』という『愛され記憶』です。それこそが子どもの自尊心を育み、脳や心を成長させ、母親から娘、そして孫へと続く食育の流れを作り出すものです」と会場に語りかけました。



さらなる但馬の飛躍を誓う！

夢但馬2014閉会式（3月15日、養父市立ビバホール）

昨年4月から但馬各地の魅力を発信してきた「夢但馬2014」の閉会式が3月15日、養父市立ビバホールで行われ、関係者は約1年間の取り組みを振り返るとともに、さらなる但馬の飛躍を誓いました。

朝来市で昨年4月26日に行われた「但馬・食文化まつり2014」を皮切りに、「はばたく但馬 確かな未来へ」をテーマに掲げ、但馬3市2町で369もの多彩なイベントが開かれた「夢但馬2014」。

閉会式で同推進協議会の藤原俊輔会長が「但馬に眠っている多くの宝物を皆さんと探し出し、磨き上げた1年間でした。今後はこの宝物を次代に引き継いでいくことが私たちの役目。力を合わせて頑張りましょう」とあいさつ。式典参加者は、メモリアル映像などで1年間の取り組みを振り返りました。

また、地元養父市を拠点に活動しているフォーケデュオ「国道9号線」が、夢但馬2014公式ソング「ゆめそんぐ」を熱唱。養父市立高柳小学校3年生の児童なども合唱し、会場に「希望に満ちた夢・但馬を創ろう」と響かせました。

式典会場周辺では、但馬の特産品グルメや伝統芸能などが一堂に集まる「夢但馬ファンファンフェスタ」も行われ、多くの来場者がふるさとの素晴らしさに感じ入っていました。



▲夢但馬2014公式ソングを合唱する高柳小3年生の皆さん



▲平均台をくぐり抜けて、元気にダッシュ！



B & G元気体操教室発表会（3月7日、香住B & G海洋センター）

“走って、飛んで” 発表会で1年間の成長を披露！

昨年5月から行ってきた「B & G元気体操教室」の発表会が3月7日、香住B & G海洋センターで行われ、子どもたちは1年間の成長を元気にいっぱい披露。そのたくましい姿に、保護者は熱い視線や拍手を送っていました。

この教室は平成19年度にスタートし、就学前の5歳児が対象。幼児期に発達する運動能力を育てるとともに、運動の習慣を身に付けさせることを目的とする「B & G幼児運動プログラム」の一環として行われています。

毎年5月ごろにスタートし、本年度は42人の子どもたちが参加。器械体操や音楽を使ったリズム体操、また夏季には同センターのプールで水泳を行うなど、計36回にわたって活動しました。

この日の発表会は、保護者に1年間の成長を披露する場。観覧席で多くの保護者が見守る中、子どもたちは赤、青、緑の3グループに分かれてまず準備体操。「香美超戦隊オジレンジャーGEO」の曲に合わせて体をほぐした後、平均台の下をくぐったりコーンの間をジグザクに

駆け抜けたリする移動遊び、また跳び箱の上での前転や鉄棒を使った逆上がりに挑戦し、最後はグループ対抗のリレーで1年間を締めくくりました。

修了式では、1回も休まず出席した子どもにも皆勤賞が、1回だけ休んだ子どもには精勤賞が贈られ、ビデオカメラや写真にわが子の成長を記録していた保護者から拍手が送られていました。

寺川仁人くん（柴山幼稚園、香住区上計）は「いっぱい運動ができて楽しかったし、友だちもたくさんできたよ」と笑顔で1年間を振り返ってくれました。



第7回圓山應擧ゆかりのまちの日本画展（3月1〜15日、香住区中央公民館など）

江戸時代中期の画家で、近代日本画の祖ともいわれ、当時の京都画壇で人気を博した圓山應擧。大乗寺（香住区森）には、應擧とその弟子たちが残した襖絵など計165点が収められ、「大乗寺障壁画」として国指定の重要文化財となっています。

その功績をたたえるとともに、應擧ゆかりのまちとして、芸術、文化の機運を高めようと「圓山應擧ゆかりのまちの日本画展」（町、町教育委員会、香住文化協会の共催）が3月1日に開会。香住区中央公民館で行われた開会式には関係者など約30人が出席。2週間にわたる同日本画展のオープニングを飾りました。

この日本画展は町商工会の町おこし事業としてスタート。平成4年3月に第1回を開催し、平成6年度の但馬理想の都の祭典では、應擧没後200年記念事業として記念講演会や資料展も併催しました。

7回目を迎えた今回は、日展などで幾度も入賞を重ねられた豊岡市出身の故加藤美代三さんの遺作18点や、京都日本画家協会会員の紅山幸水さんの作品28点などを展示したほか、京都造形芸術大学大学院で学んでいる香住区無南垣出身の寺川成美さんなどの作品も展示。第25回を迎えた「香美町こどもの絵100人展」の力作約150点も香住文化会館などに並びました。

開会式で、主催者を代表してあいさつを行った西内一博香住文化協会会長は「圓山應擧ゆかりの画家による作品、そしてふるさとの風景を描いた子どもたちの絵画など多くの素晴らしい作品を堪能していただくとともに、四半世紀にわたる應擧ゆかりの芸術、文化活動の歩みにもぜひ触れていただきたい」と会場に呼び掛けました。

また、期間中に「師との出会い」と題して記念講演をされた紅山幸水さんから、展示作品の一つ「桜花」の寄贈を受けました。「サクラは香美町の町花と聞きました。今回の日本画展の記念としてぜひお受け取りいただきたい」と語る紅山さん。浜上町長は「町の貴重な財産として、未永く町民の皆さんにご覧いただくよう展示させていただきます」とお礼を述べました。



▲素晴らしい絵画を寄贈いただいた紅山さん（右）

役場各課など 主な施設の連絡先

役場本庁舎	36・1111(代表)
総務課	36・1111
財政課	36・1942
企画課	36・1962
税務課	36・1113
会計課	36・4321
町民課	36・1110
消費生活相談	36・1941
健康課	36・1114
福祉課	36・1964
農林水産課	36・0846
観光商工課	36・3355
建設課	36・1961
上下水道課	36・0420
議会事務局	36・1963

村岡地域局 94・0321(代表)
小代地域局 97・3111(代表)

町教育委員会 94・0101
香住区中央公民館
(香住区生涯学習センター)
36・3764
村岡区中央公民館
98・1366
小代地区公民館
(小代区地域連携センター)
97・3966

公立香住病院 36・1166
公立村岡病院 94・0111

香住文化会館 36・1026
香住老人福祉センター 36・5008
村岡老人福祉センター 98・1000
小代高齢者生活支援センター 97・2202

(すべての施設の市外局番：0796)

まちのうごき
(平成27年3月1日現在)

合計 19,416人 (-24)
男 9,280人 (-5)
女 10,136人 (-19)
世帯数 6,731世帯 (±0)

カッコ内は前月比



◇問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

県指定天然記念物

大笹ザゼンソウ群落 小城ブナ原生林

雪も消え、山々も春の装いを身にまとう時期がやってきました。今回ご紹介するのは、そんな春の息吹を感じられるザゼンソウ群落(村岡区大笹)と、初夏にかけて新緑のまぶしいブナ原生林(同区小城)です。

ハチ北高原スキー場のすぐ近くにあるザゼンソウ群落は、約3万株が自生しているといわれ、県指定の天然記念物です。鉢伏山の雪解け水が作り出した傑作で、毎年4月中〜下旬にかけてかわいらしい花を咲かせます。

さて、ザゼンソウはサトイモ科の植物で、寒い場所や高原などの湿地に生育します。同じサトイモ科

の仲間にミスバシヨウがありますが、開花はザゼンソウの方が早いのが特徴です。地面からひょっこりと顔を出し、花びらは赤紫色です。その形は仏像などの後ろにある「光背」と呼ばれるものに見え、中心の黄色い部分を堂の中で座禅を組む僧侶の姿に見立てたことが、名前の由来といわれています。

さて、このザゼンソウ、開花の際に中心部が約20度に発熱します。開花時期の早さに加え、この発熱が周りの雪を溶かすことで、いち早く顔を出します。この発熱は花期が終わるまで続きます。

ザゼンソウ自身はもちろん、その生育環境はとてもデリケートです。そこで、村岡区大笹の群落では見学路を設置しています。珍しく、そして貴重なザゼンソウを守るために、見学路以外には立ち入らないようにご鑑賞ください。



▲大笹ザゼンソウ群落

次にご紹介するのは、村岡区小城のブナ原生林です。小城集落の東側、標高700〜800メートル付近に約3千本のブナが自生しています。

ブナの木の表面は白、グレー、緑のまだら模様に見えます。これはブナの樹皮にくっついていてコケや菌類のためで、これらは共生関係にあります。ブナは落葉広葉樹で、晩秋にブナ林を歩くと柔らかいクッションの上を歩いているように感じます。この落葉がたくさんの雪解け水を含み、豊かな生態系を支えています。

戦後、多くのブナ林が伐採され、スギの植林が進められましたが、小城のブナ原生林は伐採されることなく残されてきたことから、県指定の天然記念物に指定されました。



▲小城ブナ原生林